

2009 年 3 月 28 日 個人投資家向け説明会 主な質疑応答

Q. 請負事業を強化する目的、及び、今後の目標について

A. 売上高の 10%を請負事業の将来の比率目標にしています (前期は同 0.9%)。派遣事業は技術者の流動性が極めて高いため、請負事業の目的は優秀な技術者の社内確保を、請負事業を通じて行うことです。また、LSI の設計、組み込みソフトウェア、解析などの技術分野に特化し、技術の差別化も併せて行っていく狙いがあります。

Q. 今後の拠点展開について

A. 採用拠点は全国の私立理工系大学が集中する都市をほぼカバーしているので、今後は拠点内のパワーアップを図っていきます。

Q. ワークシェアリングが普及した場合の影響について

A. ワークシェアリングとは、雇用維持の手段の一つとして、正社員の労務費を軽減する政策だと理解しています。したがって、正社員に対して何らかの政策を打っている状況で外部の業者を使うことについて、ある程度の制限がかかることが予測されます。

Q. 教育・研修について

A. 縦軸に人間力向上、横軸に専門技術力向上を置く「T 字型教育システム」を推進しています。短期間で一定基準の人間力向上を行うことは当社の教育の課題であり、専門スキルの向上を進めるよりも難題です。

Q. M&A について

A. 不況下での人員の流出を防ぎ、需要回復期に備えることが今期の集中課題です。優秀な技術者を多く確保することが成長の一番のエンジンなので、同業他社及び請負型で展開しているメーカー系設計部門等の中から、相乗効果が認められる、文化的に融合できる、金額的に十分当社で吸収できる、などの条件が満たされる相手先が見つかれば、今後の成長のため、積極的に M&A、アライアンスを考慮していきたいと考えています。

Q. 労働者派遣法改正の影響が少ない理由について

A. 日雇派遣原則禁止法案については、日雇派遣は非正規型一般労働者派遣事業に当たるので、常用雇用型特定労働者派遣を営む当社には影響がありません。常用雇用労働者に係る派遣先の労働契約申込義務の撤廃法案については、常用雇用型特定労働者派遣事業主である当社にとっては、派遣先に人材を引き抜かれることなく安定的な取引ができる法案です。製造業派遣の禁止法案については、製造業派遣の対象は主に一般労働者派遣ですので、当社の特定労働者派遣には直接影響しません。